

# TPPが大筋合意 ～中国への影響は限定的か

中国トランザクションバンキング部  
中国調査室

## メインピックス..... 2

### TPPが大筋合意～中国への影響は限定的か.....2

- TPPは中国に対する米国の包囲網であり、早急に加盟しないと孤立してしまうとの見方があるが、TPPの特徴や中国の貿易構造などから、少なくとも短期的に中国へ与える影響は限定的であるとの見方が大半である。
- TPPには既存の自由貿易協定と同様に関税の減免およびその他の貿易障壁撤廃に関する「貿易関連規定」のほか、環境保護、国有企業、知的財産権など貿易以外の面における規定も多く含まれている。中国がTPPに加盟しようとするなら、上記の2つの部分で様々な措置を取らなければならないが、現段階ではその代償が相当大きいものと思われるため、今すぐのTPP加盟はタイミング的に望ましくないとの見方が多い。
- TPPはWTOのフレームワークに対する補完であり、深化、開拓でもある。より高い自由化水準は今後の世界貿易の趨勢であり、短期的な利益が少ないとはいえ、TPPの諸規定は今後の世界経済の方向性を代表しているため、中国はTPP加盟に備え、国有企業改革などで積極的に対応していく必要があるだろう。

## プロフェッショナル解説(法務) 君合律師/馬軍弁護士..... 7

### 最高人民法院の司法解釈により中国仲裁機関の管轄問題を巡る紛争を解決.....7

- 2015年7月15日、中国の最高人民法院は、「上海市高级人民法院等が中国国際経済貿易仲裁委員会及びその元分会等の仲裁機関による仲裁判断の司法審査事件について照会を求めた問題に関する最高人民法院の回答」(法積[2015]15号、2015年7月17日施行。以下、「本解釈」という)を公布した。これにより、2012年以来、仲裁機関の管轄問題を巡る紛争に終止符を打つことになった。本稿では、本解釈の内容について解説する。

## BTMUの中国調査レポート(2015年10月)..... 9

## メインピックス

### TPPが大筋合意～中国への影響は限定的か

環太平洋戦略的経済連携協定(Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement、以下TPP)は5年半にわたった交渉の末、10月5日に米国アトランタで行われた閣僚会合で大筋合意した。TPPは当初、シンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランドの4ヶ国間が調印した自由貿易協定であったが、2011年の米国の加盟に伴い、その規模が急拡大した。現時点では、TPP加盟国は12ヶ国で、世界GDPの約4割、8億人の人口をカバーする世界最大規模の自由貿易協定にまで拡大した。本稿は中国に視点をおき、TPPによる影響や今後の対応について考察してみたい。

#### I. TPP、発効までの道のりは依然として険しい

商務部はTPP交渉の大筋合意について、「TPPは他の自由貿易、投資・貿易協定と相互に促進し合い、アジア太平洋地域の経済発展に貢献することを期待する」とした上で、「正式に公表されるTPP協定案を基に、中国に対する影響を総合的、かつシステム的に分析していく」という見方を示した。

TPPのメリットとして、関税の撤廃により貿易の自由化が進み、各国の輸出拡大につながることで、投資・資本項目規制の撤廃により、企業の投資、資金運用効率が向上できること、国際分業、経済グローバル化の進展により、加盟国の経済成長にプラスであることなどがよく挙げられる。

ただ、その一方で、TPPは発足から間もなく、改善すべき点を多く抱えることとなり、世界経済の秩序を再構築するどころか、期待された効果をあげるにもいくつかの難関を乗り越えなければならず、現段階では、TPPを深読みしてその影響を過剰に評価すべきでないとの見方が圧倒的に多い。

TPPはクローズな国際貿易システムではなく、TPPに参加すれば、その他の国・地域との貿易関係が断たれるわけではない。実際、TPPメンバー国は同時に、WTO、ASEANなど貿易協定のメンバー国であり、非メンバー国と自由貿易協定を結んでいる国も少なくない。そのため、TPPは世界貿易秩序の再構築というよりは、ほかの自由貿易協定と同様に、既存システムに対する補完と認識すべきであるとの見方が多い。

TPPメンバー国の産業構造から見て、日米両国は自動車、電子機械といった分野で激しく競争しており、互いに補完性よりも競争関係のほうが強い。オーストラリア、チリ、ニュージーランド、ペルーの輸出には農産品、資源が多く、ベトナム、マレーシアの輸出は労働集約型製品を主としている。一見すると、TPPメンバー国は産業サプライチェーンの各部分で分散しているように見えるが、しかしベトナム、マレーシアが生産する労働集約製品は米国、日本の需要を十分に満たせず、日本、米国の生産能力をTPP内部だけで消化することもできない。そのため、外部との協力は依然として不可欠である。

大筋合意したとはいえ、正式発行までの道のりは依然として険しい。各TPP加盟国国内では、政治的な圧力と法律上の支障が依然存在し、実際の発効までは長時間を要することが予想される。各国のうち、TPPを主導する米国ではフォードなど自動車・電子機械産業からの反発が大きく、次期大統領選の民主党有力候補者であるヒラリー・クリントン氏までも明確にTPPへの反対を表明している。また、カナダでは10月下旬に連邦議会選挙が行われる予定で、もし政権が変わることとなれば、TPP協議に再び不確実性をもたらしかねない。日本に至っては、TPPに対する農家と農協の反発が昔から強く、TPP協議の締結でその不満が一気に噴出するリスクも無視できない。

TPP加盟による経済的利益について、加盟各国は必ずしも望まれていた利益を得られるわけではないため、TPP加盟は経済的利益のほか、政治的要因も働いていると思われる。例えば、日本の場合、経済産業省の試算では、「TPP加盟により10年間で2兆7,000億円のGDPが増加できる」との結果が出され、すなわち、一年間で約2,700億円のGDPが増加できるメリットがあるという。これについて中国メディアは、2,700億元が

GDPの約0.05%にしか過ぎず、為替のわずかな変動(円高・ドル安)で相殺されてしまう程度であり、その一方、TPP加盟による雇用の減少、食料自給率の低下が予想され、全体的に日本が得られる利益は限られ、TPP加盟は少なからず、地政学的要因が含まれていると見ている。

政治的要因が多く含まれる自由貿易協定では、その効果も期待したものより少ない可能性はある。むしろ、一方で、米国が急いで各国にTPPを合意させるのはTPPで中国をけん制し、次回の米中投資・貿易協定交渉でより多くの利益を狙っているためではとも言われている。

## II. 中国への影響

中国では、合意からの約2週間、TPPに関する話題は大きく取り上げられ、不安、焦り、期待など様々な見方が紛れている。人民銀行の馬駿チーフエコノミストの試算によれば、中国がTPPに加盟しなければ、加盟する場合より、参加国の関税が段階的に引き下げられる4年間で約2.2%の経済成長を取り逃がすこととなり、これを年間に換算すれば、この4年間では毎年0.5%以上の経済成長を取り逃がすという。このようにTPPに加盟しないことによる経済的な損失などを懸念する見方もあるが、ただ全体的に見ると、TPPの特徴、および中国の貿易構造などから、少なくとも短期的に中国に与える影響は限定的との見方が大半である。

### ➤ 中国への影響は限定的か

前述したTPPの産業構造からもわかるように、加盟各国のうち、中国と実質的に競争関係があるのは労働集約型の低コスト製造業が多いベトナム、マレーシアくらいである。近年経済成長に伴い、中国の労働コストが大きく上昇し、国内の労働集約型産業が東南アジア諸国から打撃を受けたのはTPP交渉より前からの問題である。中国政府と企業はすでに対応策を模索しており、近年の中国における製造業の強みはすでに低い労働コストから、インフラ、産業サプライチェーンの完備、および産業の集積効果に移行しつつある。仮にベトナム、マレーシアにTPP発効による一定の代替効果があるとしても、中国の米国向け輸出は米国輸入額の約17%を占め、これほどの規模が短期間に取って代わられることはないであろう。

TPPと比べ、目下交渉が進められている「環大西洋貿易投資パートナーシップ」(Transatlantic Trade and Investment Partnership, TIPP)により注目する必要がある。EUと米国のGDPは世界全体の60%、貨物貿易は33%、サービス貿易は42%を占めており、もしEUと米国が統一した自由貿易のフレームワークに含まれることとなれば、中国は非常に厳しい立場に立たされることとなるだろう。ただ、EUと米国の間において、投資家対国家の紛争解決(Investor-State Dispute Settlement, ISDS)、雇用者保護といった面での乖離が大きく、交渉が難航する可能性は高い。

TPPメンバー12ヶ国のうち、シンガポール、ベトナム、ブルネイ、マレーシアの4ヶ国は「ASEAN」の下で中国と自由貿易協定を結んでおり、オーストラリア、ニュージーランド、ペルー、チリも中国と二ヶ国間自由貿易協定を結んでいる。日本に至っては、日中韓自由貿易交渉が進められており、残りの米国やメキシコについても、長い間、中国と安定的な貿易関係を保っている。このように、国際的な貿易構造から見て、TPPの実施が中国に与える影響は、少なくとも短期的には限定的であり、中国は関係国との自由貿易、投資・貿易協定で相応な効果を得ることも可能であるとの見方が多い。

TPP加盟国のほか、今年の6月1日より中韓自由貿易協定が発効し、双方の90%以上の品目は免税となり、同時に、ASEANなど16ヶ国を含む「東アジア地域包括的経済連携」(Regional Comprehensive Economic Partnership, RCEP)交渉も着実に進んでいる。RCEPは経済規模が世界の3割、人口が世界の半分をカバーする世界最大規模の包括的経済連携であり、商務部によれば、RCEPが正式に発行されれば、アジア太平洋地域のGDPを2.1%、世界GDPを1.4%それぞれ引き上げる

図表1 TPP加盟国と中国の自由貿易協定

TPP加盟国	中国との自由貿易協定
米国	未締結
日本	未締結
メキシコ	未締結
カナダ	未締結
シンガポール	締結
マレーシア	締結
ベトナム	締結
ニュージーランド	締結
オーストラリア	締結
ペルー	締結
チリ	締結
ブルネイ	締結

出所: BTMU(China)中国調査室作成

こととなり、この寄与率は TPP を上回る事となる。このように今後、二国・多国間協定の推進や自由貿易区の構築、および「一帯一路」政策の実施は世界貿易・投資における中国のプレゼンスの向上にプラスである。

図表2 中国と自由貿易協定を締結した国・地域

1	ASEAN(10ヶ国)
2	シンガポール
3	パキスタン
4	チリ
5	ペルー
6	コスタリカ
7	アイスランド
8	スイス
9	ニュージーランド
10	香港
11	マカオ
12	台湾
13	韓国
14	オーストラリア

出所: 商務部データによりBTMU(China)中国調査室作成

図表3 交渉中の自由貿易協定

交渉中の自由貿易協定	対象国
中国・海岸協力会議自由貿易協定	アラブ首長国連邦、サウジアラビア、オマーン、カタール、バーレーン、クウェート
中国・ノルウェー自由貿易協定	ノルウェー
日中韓自由貿易協定	日本、韓国
RCEP	ASEAN10ヶ国、日本、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インド
中国・ASEAN自由貿易協定第二段階	ASEAN(10ヶ国)
中国・スリランカ自由貿易協定	スリランカ
中国・パキスタン自由貿易協定第二段階	パキスタン

出所: 商務部、メディア報道によりBTMU(China)中国調査室作成

▶ 中国の TPP 加盟はタイミングが重要

中国の現状から考え、今すぐ TPP に加盟するのはタイミング的に望ましくないとの見方が多い。公開資料などから、TPP 協議は大きく2つの部分に分けられる。ひとつは既存の自由貿易協定と同様に加盟国の市場参入規制、関税の減免、およびその他の貿易障壁の撤廃に関するいわゆる「貿易関連規定」であり、もうひとつは環境保護、国有企業、知的財産など貿易以外の面における規定である。

図表4 TPPにおける交渉分野

物品市場アクセス	投資	政府調達
原産地規則及び原産地手続	国境を超えるサービスの貿易	国有企業及び指定独占企業
税関当局及び貿易円滑化	金融サービス	知的財産
貿易救済	ビジネス関係者の一時的な入国	労働
衛生植物検疫(SPS)措置	電気通信	環境
貿易の技術的障害(TBT)	電子商取引	紛争解決

出所: 内閣官房TPP政府対策本部「環太平洋パートナーシップ協定(TPP協定)の概要」よりMURC作成

TPP に加盟しようとする国々はこの2部分の規定を総合的に考慮する必要がある。例えば、韓国は非貿易面の規定を満たしたにもかかわらず、国内農業部門の開放を躊躇し加盟を見送り、タイ、インドネシアなど東アジア諸国は TPP における雇用、国有企業に関するハードルがあまりにも高く、その基準をクリアするには相当な時間が要すると判断し TPP 協議に参加しなかったという。

同様に、中国が TPP に加盟しようとするなら、上記2つの部分で様々な措置を取らなければならない、現段階ではその代償が相当大きいものと思われる。例えば、国内農業に対する保護は単なる経済面での問題ではなく、国家安全、社会安定にもかかわる問題であり、今までの自由貿易交渉においても譲らなかつた分野であり、もし TPP 加盟で譲歩するのなら、政治・経済面で様々な問題が生じかねない。また国内企業、特に中小企業は TPP 加盟により相応の打撃を被ることが避けられない。目下、国内の雇用における中小企業の役割は年々拡大しており、TPP 加盟で国内の雇用に支障を与えるのなら、貿易拡大で国内経済にテコ入れするという当初の主旨と逆行してしまうこととなる。

その他、発展途上国の中国として国有企業、環境、労働保護といった面においてもまだ日米など先進国の域には達しておらず、この背景の下で、経済発展段階に合わないハイレベル自由貿易協定を適用させれば、ようやく進み始めた構造改革に支障を与えてしまう可能性もある。

代償が大きいのにに対し、TPP 加盟による利益はそれほど多くないようである。一般的に、自由貿易協定の利



点はより多くの外国直接投資(FDI)の取り入れ、既存輸出産業の優位性の維持、新しい国際市場の開拓などが挙げられる。

FDIについては、中国がTPPメンバーでないとはいえ、その巨大な市場は魅力的で、外国資本が中国を容易に離れることはないであろう。輸出については、先ほど述べたように、中国の輸出はすでに世界貿易の中で大きな割合を占めており、TPPメンバー国の多数と自由貿易協定を持っていることや原産地原則などにより、TPPへ加盟しても、更なる大成長を望めないと見られている。

国際市場の開拓においても、目下TPP加盟国の発展状況は大きく異なっており、消費市場として規模が大きいのは米国、日本だけである。ただ日米両国に比べ、中国のサービス業は発展が遅れ、サービス貿易の拡大はあまり望めない状況であり、貨物貿易においても、近年の流れから見て、貿易の伸び悩みは決して関税などコスト面の問題だけでなく、保護貿易が台頭しつつある中で、TPPへの加盟は日米両国への輸出拡大につながることも限らない。その他、市場参入条件の緩和から見て、中国は米中、日中貿易・投資協定といったルートから図ることが可能であり、必ずしもTPPに頼る必要はない。

なお、TPP加盟をしばらく見送ることは目下交渉を進めているその他の貿易交渉で主導権を握ることにプラスとの考えもある。例えば、ベトナム、マレーシアのTPP加盟は、その他の東南アジア諸国、南アジアのスリランカ、バングラデシュ、および製造業輸出の拡大に取り組もうとするインドなどに危機感をもたらし、TPPによる輸出減の影響を克服するため、中国と地域間協力をより積極的に進める意向が強まる可能性もある。

### Ⅲ. 長期的には国有企業改革など積極的な対応が必要

中国は当初、WTO加盟を契機に豊富な労働力、低いコストといった強みを十分に発揮し、短期間で世界の工場にまで成長した。経済が著しく成長するのと同時に、中国国内の法律、規制などもWTO加盟に伴い徐々に整備されてきた。TPPはWTOのフレームワークに対する補完であり、深化、開拓でもある。より高い自由化水準は今後の世界貿易の趨勢であり、短期的な利益が少ないとはいえ、TPPの様々な規定は今後の世界経済の方向性を代表しているため、長期的には中国はTPP加盟に向け積極的に対応していくことが重要であると思われる。人民銀行の易綱副総裁は、中国がTPPに対し開放的なスタンスを持っており、今後メンバー12ヶ国との協力をさらに深め、長期的にはTPP加盟も視野に入っていると語った。

そのうち、特に重要なのはTPPにおける貿易関連以外の部分である。TPPには、投資保護、知的財産権、国有企業に関する規定が多く、目下の中国にとってはかなり高いハードルだといわざるを得ない。ただ、環境保護であれ、国有企業改革であれ、中国国内改革の方向性と合致し、積極的な姿勢で対応すれば、これらの高い基準は国内改革を後押しすることにもなる。

#### ▶ 国有企業改革

上記のように、日本、米国との投資・貿易協定やRCEP、アジア太平洋自由貿易区の構築など、中国がTPPに対応する手段は少なくない。目下、中国にとって最も重要な問題は国有企業改革であり、特に足元の景気下振れ、南車、北車の合併など国有企業をより強く、より大きくする流れの下、国有企業改革の推進はなかなかスムーズに進まない。中国では、経済成長パターンの転換や過剰生産能力の淘汰が難航しているのは国有企業の存在と無関係とはいえない。ほかにも、企業経営の不効率、市場競争の不十分といった問題も国有企業の独占・寡占と密接にかかわっている。

TPPは、産業ごとに国有企業、独占・寡占企業に対する抑制項目があり、国有企業がほかの外資企業と同等に競争できる環境を構築する方針を示している。もしTPP加盟を契機に、国有企業改革を一気に前進させることができれば、中国経済の潜在成長力をより引き出し、中国経済の構造転換にもプラスである。

一例として、目下進められている国有企業混合所有制改革において、先に国有企業の海外支社に民営資本を導入することは、海外支社の改革を通じTPPの国有企業規制をクリアできるのと同時に、投資機会の欠如で沈滞した国内資本の有効活用にとってもプラスである。

➤ 内需の拡大は不可欠

国有企業改革などで対応するとともに、内需、消費の拡大で TPP のマイナス影響を減らしていくことも不可欠である。内需の拡大は(TPP 不参加による)外需の減少を補うほか、中国経済の危機対応能力を向上し、経済の下振れリスクの緩和にもプラスである。目下、内需の伸びは輸出の下落を十分に補うことができないにもかかわらず、積極的な兆候が現れている。1～9月の社会消費小売総額は前年同期比10.5%増と顕著な伸びを維持し、同期 GDP の伸び(6.9%)を大きく上回っている。

長期的には、内需の拡大などで純輸出の GDP に占める割合を(国際基準である5%前後に)引き下げ、米国など外国市場への依存から抜け出すのは1つの方針としてすでに固められており、これは経済の持続可能な成長においても不可欠なことである。

オバマ大統領が「中国に新しい世界経済のルールを作らせてはならない」と発言したため、今後の中国の TPP 加盟に多くの壁が立ちはだかることが予想される。しかし、世界貿易・投資規則の変化に対応するため、中国としては国内改革の加速などで対応するほかない。中国には WTO 加盟の経験があるため、外部からの圧力を国内改革の牽引力へと転換し、TPP によりもたらされたチャンスをつかみ、経済の持続可能な成長へつながることが期待されている。

三菱東京 UFJ 銀行(中国) 中国トランザクションバンキング部  
中国調査室 余興

## プロフェッショナル解説(法務) 君合律師/馬軍弁護士

### 最高人民法院の司法解釈により中国仲裁機関の管轄問題を巡る紛争を解決

2015年7月15日、中国の最高人民法院は、「上海市高级人民法院等が中国国際経済貿易仲裁委員会及びその元分会等の仲裁機関による仲裁判断の司法審査事件について照会を求めた問題に関する最高人民法院の回答」(法釈[2015]15号、2015年7月17日施行。以下、「本解釈」という)を公布した。これにより、2012年以来、仲裁機関の管轄問題を巡る紛争に終止符を打つことになった。本稿では、本解釈の内容について解説する。

#### 管轄問題を巡る紛争の背景

中国と日本は裁判判決の相互承認と執行に関する条約を締結しておらず、一方の国の人民法院(裁判所)が下した判決を他方の国で強制執行できないのに対して、両国ともニューヨーク条約に加盟していることから、日中間のビジネス契約の紛争解決条項において裁判ではなく仲裁を選択するのが一般的である。また、中国の仲裁機構への仲裁の申立後には仲裁機関より人民法院に財産保全の申請ができるが、外国や香港での仲裁の場合にはこのような保全申請は認められないことから、これまで中国のメジャーな国際商事仲裁機関である中国国際経済貿易仲裁委員会(本部は北京にある。以下、「CIETAC」という)を契約において仲裁機構として指定することは少なくない。

CIETACの仲裁については、2012年に仲裁規則の改正を行った際、この改正を拒否した上海分会と華南分会がそれぞれ上海国際経済貿易仲裁委員会/上海国際仲裁センター(以下、「SHIAC」という)及び華南国際経済貿易仲裁委員会/深圳国際仲裁院(以下、「SCIA」という)の名前に変更し分離独立した。従来、仲裁合意で「中国国際経済貿易仲裁委員会上海分会」または「中国国際貿易仲裁委員会華南分会」を仲裁機関として指定した場合、元上海分会と元華南分会は仲裁の管轄権を有していたが、上記CIETAC内部の分裂により、名称変更前に「中国国際経済貿易仲裁委員会上海分会」又は「中国国際貿易仲裁委員会華南分会」を仲裁機関とする仲裁合意については、名称変更後のSHIAC、SCIAが仲裁管轄権を有するか、また、SHIAC、SCIAが下した仲裁判断を人民法院としては執行できるかが、争点となり、実務上も、混乱が生じ、一部の地域にある人民法院がSHIACまたはSCIAによる仲裁判断の管轄権またはその執行を認めないというケースが出てきた。このような潜在的リスクをできるだけ避けるために、仲裁機関をCIETAC北京本部または香港国際仲裁センター(HKIAC)等の第三国仲裁機関とする企業が多くなった。

#### 本解釈の要旨

##### ➤ 各仲裁機関の管轄権を明確する

本解釈では、名称変更日(SHIACは2013年4月16日、SCIAは2012年10月22日<sup>1)</sup>)と本解釈の施行日をもって以下の通り各仲裁機関の管轄権を明確にした。

<sup>1</sup> SHIACとSCIAの名称変更日は、実務上、行政許可を受けた日とする説もあれば、外部に公告した日とする説もある。本稿では、公告日を名称変更日とする。なお、公告日は、以下のサイトを参考にすることができる。

<http://www.cietac-sh.org/Announcement.aspx?nid=188>

<http://epaper.legaldaily.com.cn/fzrb/content/20121211/Article12003GN.htm>

仲裁合意条項	仲裁合意条項の締結日	管轄権の帰属
「中国国際経済貿易仲裁委員会上海分会」を仲裁機関として指定した場合	2013年4月16日まで	SHIAC
	2013年4月16日(当日含)～2015年7月17日	CIETAC
		例外有(注)
2015年7月17日(当日含)以降	CIETAC	
「中国国際経済貿易仲裁委員会華南分会」を仲裁機関として指定した場合	2012年10月22日まで	SCIA
	2012年10月22日(当日含)～2015年7月17日	CIETAC
		例外有(注)
2015年7月17日(当日含)以降	CIETAC	

注:但し、当事者双方がSHIAC又はSCIAで仲裁を受けたにもかかわらず、仲裁判断が下された後、一方の当事者が人民法院に対しSHIAC又はSCIAに管轄権がないことを理由に当該仲裁判断の取消しまたは不執行を申し立てても、人民法院がこれを認めないとされている

#### ➤ その他いくつかの規則

1. 本解釈の施行前(2015年7月17日)に、CIETAC、SHIACまたはSCIAが仲裁申し立てを受理したが、本解釈の規定に基づき受理すべきではない事件については、双方の当事者が管轄権について異議を申し立てておらず、仲裁判断が下された後、一方の当事者が人民法院に対し管轄権がないことを理由にその仲裁判断を取消しもしくは執行しないことを申し立てた場合、人民法院がこれを認めない。
2. 仲裁廷の初回開廷前、仲裁の被申立人が人民法院に対し仲裁合意の効力に関する確認訴訟を提起した場合は、人民法院はこれを受理する。
3. 本解釈の施行前、CIETAC、SHIAC又はSCIAが同一の事件を受理し、仲裁廷の初回開廷前に当事者が人民法院に対し仲裁合意の効力に関する確認訴訟を提起した場合は、人民法院は上記の表に基づき管轄権の帰属を判断する。また、当事者が、仲裁廷の初回開廷前に人民法院に対し仲裁合意の効力に関する確認訴訟を提起しなかった場合は、先に受理した仲裁機関が管轄権を有する。

### 君合からのアドバイス

本解釈に基づき、実務において以下の点に留意する必要がある。

1. 2015年7月17日前に締結した仲裁合意については、仲裁を申し立てる際、上記表に基づき仲裁機構を確認する。
2. 今後、仲裁機関について合意する際、CIETAC、SHIAC又はSCIAの正確な名称を使用する。

以上

(当資料は情報提供のみを目的として、君合律師事務所によって作成されたものであり、当行はその正確性を保証するものではありません。また当該機関との取引等、何らかの行動を当行が勧誘するものではありません)

馬軍 君合律師事務所パートナー

君合律師事務所は中国、海外に事務所を持つ中国最大級の事務所で、国際法律連盟(ILASA)より6年連続で中国のベスト弁護士事務所金賞に選ばれている。馬軍弁護士は、早稲田大学法学研究院にて法学修士を取得後、日本の法律事務所勤務を経て2015年4月から君合律師事務所パートナーに就任。外商投資、M&A、再編撤退、労務管理の分野に強い。





---

## BTMU の中国調査レポート(2015年10月)

---

■ 海外経済フラッシュ

中国:2015年7-9月期GDPは前年比+6.9%へ減速

[https://Reports.btmuc.com/File/pdf\\_file/info005/info005\\_20151020\\_001.pdf](https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info005/info005_20151020_001.pdf)

経済調査室

■ BTMU 中国月報 第117号 (2015年10月)

<http://www.bk.mufig.jp/report/inschimonth/115100101.pdf>

国際業務部

■ BTMU 経済レビュー

世界経済の“新常态”をどう考えるか

[http://www.bk.mufig.jp/report/whatsnew/review\\_0120151008.pdf](http://www.bk.mufig.jp/report/whatsnew/review_0120151008.pdf)

経済調査室

■ BTMU 経済レビュー

中国「新常态(ニューノーマル)」時代において成長の鍵を握る国有企業改革

[http://www.bk.mufig.jp/report/whatsnew/review\\_0220151008.pdf](http://www.bk.mufig.jp/report/whatsnew/review_0220151008.pdf)

経済調査室

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司 中国トランザクションバンキング部 中国調査室  
北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大廈4階 照会先:石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214